

石狩市いじめ防止対策組織の設置について

(仮)いじめ問題対策連絡協議会(法14①)

法：いじめ防止対策推進法

【目的】 いじめの防止等に関する機関や団体との連携を強化し、いじめの防止等の対策を総合的・効果的に進める



- 1 既存「いじめ問題対策協議会」→条例化する予定
- 2 構成メンバー→市長部局と今後検討

※既存「いじめ問題対策協議会」→12名

【構成】 校長2名、教頭2名、学識経験者1名、人権擁護委員1名、市6名（教委5名、こども相談センター1名）

(仮)いじめ問題調査委員会(法14③、法28①)

※教育委員会の附属機関（事務局は教育委員会）

【目的】 いじめ防止のための対策を実効的に行うとともに、いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う

- ・いじめ対策を検討するため専門的知見から審議
- ・いじめ事案について当事者間の関係を調整
- ・いじめ事案について調査

【構成】 弁護士、精神科医、学識経験者、心理、福祉の専門家等を予定